

刈谷市高齢者見守り活動 通報ガイドライン

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、地域とのつながりが少なく社会から孤立状態にある世帯を早期に発見し、孤立死（地域や社会から孤立し、死亡後、相当期間放置されるような死をいう。）を防止することを目的として、協力事業者の皆さんによる発見・通報の指針として作成したものです。

2 個人情報の取扱い

「個人情報の保護に関する法律」においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を取り扱うことができると規定されています。

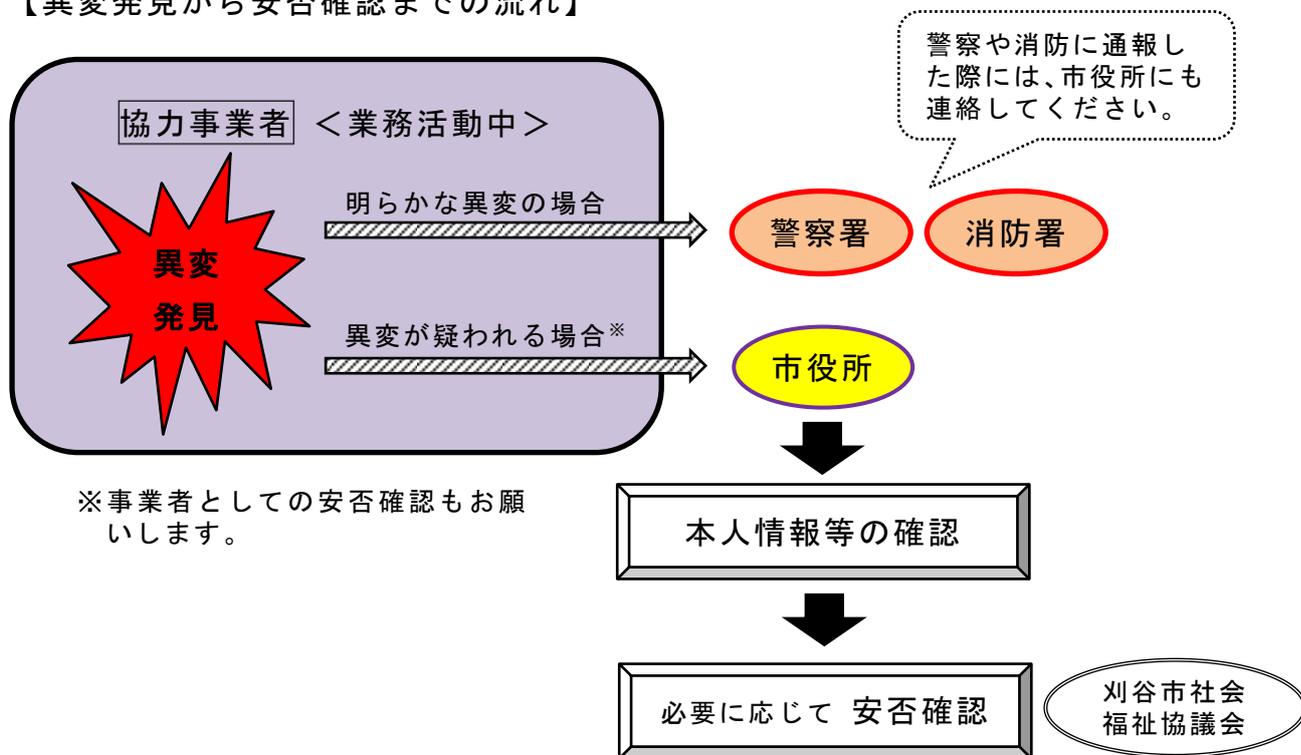
このガイドラインは、個人情報を取り扱うことができる事例を具体的に示したものです。

3 通報の考え方

- 協力事業者の皆さまが、自らの業務に支障のない範囲で、業務活動中の異変に気付いたときに、通報をお願いするものです。
※義務付けするものではありません。
- ガイドラインはあくまでも通報の目安となるものです。事業者として把握している情報をもとに判断して通報をお願いします。
- 事業者として独自の安否確認を実施している場合は、その取組の継続をお願いします。

4 通報の基準と通報先

【異変発見から安否確認までの流れ】



明らかな異変の場合 → 警察署・消防署へ通報

- 対象者が明らかに死亡している ⇒ 警察署（１１０）
- 対象者がケガ・病気などにより、救急車が必要な状態 ⇒ 消防署（１１９）
- 家の中で倒れているなど、呼びかけに応じられない状態 ⇒ 警察署（１１０）・消防署（１１９）

※警察署・消防署へ通報された場合は、到着した警察官・消防隊へ状況等の説明をお願いします。なお、警察署等に通報された際には、後日改めて通報した内容等を市役所まで連絡（FAX）をお願いします。

異変が疑われる場合  市役所長寿課へ通報

- 対象者の行方が把握できず、安否の確認がとれない
- 家屋の状況等におかしな状態がみられる など（以下参照）

※ 事業者として可能な対応（顧客情報等の連絡先への確認など）がある場合は、その安否確認をお願いします。

異変が疑われる事例（対象者の安否確認がとれない場合）

- ◇ 新聞・牛乳などの配達物が、何日も取り込まれずにたまっている。
- ◇ 何日も姿を見かけない。
- ◇ 日中なのに、玄関や室内の電灯が点いた状態が続いている。
- ◇ 雨戸やカーテンが閉まったままの状態が続いている。
- ◇ 同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている。
- ◇ ペットの様子がいつもと異なる。（衰弱、凶暴化している等）



通報を受けた市は、ケアマネジャーや地域包括支援センター、民生委員など関係機関から情報収集を行います。

その上で安否確認ができない場合は、刈谷市社会福祉協議会に連絡し、対象者宅を訪問して安否の確認をします。

☆次のような場合にも、市長寿課に連絡をいただければ、関係機関等と連携し適切な支援につなげるよう働きかけます。

- ◇ 極端に痩せている、体や服が異常に汚れている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザが見られるなど以前と比べて本人の体の状態が不自然である。
- ◇ 季節に合わない不自然な服装でいたり、つじつまの合わない話をするなど以前と比べて明らかに状態がおかしい。

5 通報者への配慮

- ◇ 市は、通報者に関する情報（事業者名、氏名、連絡先など）については、見守り活動に関する事務のみに使用します。
- ◇ 市は、通報後の世帯の状況について、必要に応じて通報者に報告するものとします。（ただし、世帯の個人情報に関する内容は除きます。）
- ◇ 協力事業者は、通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかった場合であっても、生じた問題についてその責任を問われな
いものとします。

6 通報窓口

- ① F A Xにより『高齢者見守り活動 連絡票』の送信をお願いします。（何時でも結構です。）
- ② 長寿課が連絡票を確認後、電話で状況等の確認をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

※ 緊急の場合は、警察署・消防署に通報してください。

刈谷市役所 長寿課 高齢福祉係

◇ F A X : 0 5 6 6 - 2 4 - 2 4 6 6

◇ 電 話 : 0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 6 3 (直通)

※電話による対応は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(休日及び夜間は、翌開庁日の対応になります。なお、FAXを送信いただいた場合、翌開庁日に長寿課からご連絡いたします。)